

平成 22 年 3 月 18 日 総務委員会（総務局）

○**小林委員** 私からは、新型インフルエンザに対する都政のBCPについてお伺いをさせていただきます。

都は、全国に先駆けて、強毒性の鳥インフルエンザの流行に備えまして、行動計画また対応マニュアルの策定や、治療薬でありますタミフル、リレンザの備蓄に努めてこられました。昨年四月の下旬にはメキシコで発生しました新型インフルエンザが瞬く間に世界じゅうに拡大をいたしまして、六月にはパンデミックを宣言する事態となりましたことも、また記憶に新しいことでございます。

ことしに入りましてからは感染者数が減少してきていますけれども、今後、ウイルスの病原性の変異なども想定されまして、行政としても迅速かつ的確な対応が求められてくるというふうに思います。

公明党は、昨年第三回都議会定例会の代表質問におきまして、新型インフルエンザ流行時においても、限られた人員で円滑に事業を継続するとともに、今回の弱毒性の経験を生かし、柔軟に運用できるBCPの策定を求めてまいりました。

これを受けまして、都は、本年二月に都政のBCPの素案を発表し、パブリックコメントを経て、今年度中に策定するというふうにされておりますけれども、こうした取り組みを私どもも大変高く評価をいたしておるところでございます。

そこで、今回都が策定をいたします都政のBCPは、どのような特徴を持っているのか、改めてお伺いをいたします。

○**細渕参事** 都政のBCPの特徴ですが、三点ございます。

第一に、強毒性のインフルエンザの発生を想定しておりますが、ウイルスの病原性や感染力等に応じて、学校の休業や事業活動の自粛要請等を弾力的、機動的に実施することで、弱毒性にも対応できるようにしたこと。

第二に、BCPの策定の目標を定めまして、発生段階に応じて実施する主な取り組みを整理いたしましたことです。

第三に、都政の業務を、新たに発生する業務と、継続、縮小、休止業務に整理しまして、限られた人員で必要な業務を実施するための全庁的な応援体制を記載したことでございます。

なお、具体的な人員計画等につきましては、今後各局で策定いたしますBCPを踏まえまして、二十二年度中に策定する予定でございます。

○**小林委員** ありがとうございます。

都政のBCP、この素案の発表に当たりましては、この二月にパブリックコメントを実施されておりますけれども、このパブリックコメントにおきましてはどのような意見が寄せられたのかをお伺いさせていただきます。

○**細渕参事** 二月三日から二十六日までの間、都民からのご意見を募集しましたところ、六十二件のご意見が寄せられました。

その内訳でございますが、まず、広報広聴体制の強化や、新薬を含めた抗インフルエンザウイルス薬の備蓄など、都の対策に関するものが三十一件。また、職員の欠勤率や交代制勤務など、人員計画等に関するものが十件。その他、字句の修正等に関するものが二十一件となっております。これらのご意見を踏まえまして、今月末までに都政のBCPを策定いたします。

○小林委員 ありがとうございます。

この三月末にBCPを策定をされるということでございますので、ぜひともこの策定に当たりましては、今お話のございましたパブリックコメント、寄せられました意見をしっかりと反映していただきたいというふうに思います。

BCPは、東京都だけが策定すればいいものではなく、都民生活に欠かすことができない多くの業務は、基礎的自治体である区市町村が担っております。区市町村におけるBCPの策定というものも推進をされていかなければなりません。

しかしながら、現在このBCPを策定している都内の基礎的自治体は、都内全体六十二のうち、まだ十八しかございません。残り四十四が策定をされていない状況であります。

その理由としては、具体的な策定方法が、各基礎的自治体がわからないということが一つ主な原因となっているところでもあります。この点につきましては、公明党が、やはりさきの第三回都議会定例会の中におきまして代表質問で質問したのに対し、東京都の方からは、区市町村のBCP策定を支援するために、平成二十一年度中にガイドラインを策定するとのご答弁をいただいております。

このガイドラインの現在の策定状況と、区市町村におけるBCPの策定支援の実施方法についてお伺いをいたします。

○細渕参事 昨年九月に、都と区市町村の課長級職員によりますBCP策定ガイドライン検討委員会を設置いたしまして、精力的に検討を進めてまいりました。現在、最終的なまとめの段階にございまして、今月中にガイドラインを策定することとさせていただきます。

また、区市町村職員向けの研修会を実施しますとともに、先進的な取り組み事例を紹介するなどの情報提供に努めまして、区市町村のBCP策定を支援してまいります。

○小林委員 新型インフルエンザ対策という点につきましては、自治体はもちろんでございますけれども、自治体のみならず、ライフライン事業者等の民間事業者も、このBCP策定をすることが大変に重要になってまいります。

昨年九月に産業労働局が実施しました、災害、事故、感染症等対策に関するアンケート調査によりますと、回答のあった約二千の企業のうち、BCPを策定するなどの対策を実行している企業の割合、これが二八・四％となっているところでございます。非常に低い割合でございます。

都は、今年度から、事業者のBCP策定を支援するために、講習会の開催、また事業者団体が実施する研修会への講師の派遣などを実施されておりますけれども、今日までどのような取り組み状況であるのか、お伺いをさせていただきます。

○細渕参事 今年度から開始いたしました講習会の開催や研修会への講師派遣等の実績ですが、本日現在で計四十六回でございます。

その主な内容ですが、一つに、感染拡大防止策や具体的なBCPの策定方法の説明、もう一つに、事業者団体が策定しますガイドラインや訓練実施に当たっての指導、助言がございまして、引き続き二十二年度も実施してまいります。

○小林委員 一年間に四十六回実施をされたということで、大変に精力的に取り組まれて実施をされてきたというふうに思います。二十二年度も引き続きということでございますので、さらに充実した形での取り組みを、あわせてお願いしたいというふうに思います。

都民の命、そして健康を万全の体制で守っていくためにも、このBCPの策定というのは、東京都そしてまた区市町村、事業者が積極的に取り組んでいくべき重要な課題であるというふうに思います。

都は、すべての区市町村でのBCP策定ができるよう、また事業者への啓発に積極的に取り組んで、官民一体となって、都民の安全、そして安心を守っていけるような対策が講じられるよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。